商法予備２９－２７　肢３

第１．肢の結論

正しい

第２．許諾した商人の営業と名板貸人の責任

１．問題の所在

商人が，自己の商号を使用して営業を行うことを他人に許諾した。この場合に，当該商人が，営業を行うものと誤認して，他人の取引した者に対し，当該取引によって生じた債務を弁済する責任，いわゆる名板貸人の責任（商法１４条）を負わせたい。この場合に，どのようなことが必要か。許諾した商人と同種の営業であることが必要か問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

特段の事情がない限り，許諾を受けた者の営業が，その許諾をした商人の営業と同種の営業であることを要する。

よって，肢は正しい。

（２）理由

確かに，商法１４条は，「自己の商号を使用して営業を行うことを他人に許諾した」とのみあり，許諾した商人と同種の営業であることの要件は，条文の要件にない。

したがって，同種の営業であることに限らず，広く名板貸人の責任が発生するとも思える。

しかし，不都合である。異業種の場合，一般に，商人の商号に対する信用は低い。

もちろん，新規事業という可能性もあるが，無名が通常である。その結果，仮に商号を与えても，他人が信用するに足りる事実がない。

このような場合に，名板貸人の責任が発生するのは，責任として重すぎる。

したがって，一定の場合は，責任の発生を押さえる必要がある。

商法１４条で，名板貸人の責任の発生を認めた趣旨は，いわゆる権利外観（①虚偽の外観②本人の帰責性③相手方の信頼）である。

許諾した商人が相手方の信頼をする虚偽外観を作出できるのは，通常，社会的に信用がある事業に限られる。特段の事由がない限り，既存の事業と同種であって，他人は誤認し得る。よって，結論に示す通り，特段の事情がない限り，許諾を受けた者の営業が，その許諾をした商人の営業と同種の営業であることを要すると解するのが相当である。

以上